



2019年3月12日

各 位

会 社 名 株式会社ラ・アトレ
代表者名 代表取締役社長 脇田栄一
(JASDAQ・コード 8885)
問合せ先 執行役員 経営管理部長
鈴木 達也
電話番号 (03) 5405-7300 (代表)
(URL <http://www.lattrait.co.jp/>)

取締役に対する業績連動型報酬制度及び取締役に対する
株式報酬型ストック・オプション報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2019年3月12日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、同様。）に対する業績連動型報酬制度の導入に関する議案及び会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬制度の導入に関する議案を、2019年3月28日開催予定の第29回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 報酬制度の導入の背景及び目的

当社取締役の報酬は、固定金銭報酬に加え、これまで中長期インセンティブ報酬としてストック・オプションを付与してまいりました。2018年12月期においては、経常利益ベースで過去連続最高値を2期連続で更新し、これまでの中長期インセンティブ報酬は一定の効果を発揮してきたものと考えております。また、2019年2月14日公表の当社の中期経営計画では、経常利益ベースで過去最高値の更新継続を目標としており、これらの業績状況及び中長期的目標並びに今後の当社の企業価値の向上の観点から、2018年から株主還元策及び報酬政策全体の見直しに着手してまいりました。

具体的には、2018年2月には、内部留保に主眼を置いた配当政策を転換し、業績に連動した「配当性向ベース」とした配当方針といたしました。これに加え、2018年6月には中期経営計画の達成に向けた従業員へのインセンティブとして「ストック・オプション」を付与いたしました。今回、取締役に対し2019年2月14日公表の中期経営計画の達成に向けた更なる業績への意識向上が必要であること及びコーポレートガバナンスの強化や昨今の業績の達成状況を背景として、取締役の報酬体系を見直し、当社業績と取締役の報酬の連動性を高めることを目的とした「事業年度毎の経常利益を基礎とした目標達成に応じて支給される業績連動型報酬制度（金銭）」、また、中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高め、一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的とした「株式報酬型ストック・オプション制度」を固定金銭報酬とは別枠で導入するものです。

取締役に対する本制度の導入によって、当社の企業価値の向上に一定の機能を果たし、中長期的な成長に貢献するものと考えており、現在進行中である中期経営計画の達成に向け、引き続き邁進してまいります。

II. 報酬制度の概要

① 業績連動型報酬制度（金銭）の概要

1. 取締役の業績連動型報酬総額の上限

年額 50,000 千円以内とする。

2. 取締役の業績連動型報酬の支給条件及び総額の上限の算定方法

(1) 期首に開示した「経常利益の計画値」に対し、「期末経常利益見込額」が 10%以上、上回っていること

(2) 事業年度の業績連動型報酬総額の上限の算定式

「業績連動型報酬総額の上限」＝（期末経常利益見込額－経常利益の計画値）×見込み配当性向※

$$\text{※「見込み配当性向」} = \frac{\text{1株当たり配当}}{\text{業績連動型報酬等の支給を加味して算出される1株当たり当期純利益}}$$

3. 支給額の決定及び各取締役への配分方法

上記1及び2の上限金額の範囲内で当社取締役会において支給額総額を決定し、各取締役への配分については、当社取締役会決議により決定する。ただし、社外取締役には支給しない。

② 株式報酬型ストック・オプション制度の概要

1. スtock・オプションに関する報酬等の額及び上限

当社の取締役に対して株式報酬型ストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数に乗じた額となります。ここでいうところの新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、一般的価格算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正な評価単価に基づくこととしております。なお、かかる株式報酬型ストック・オプションの付与は、新株予約権の公正な評価額を払込金額とする新株予約権を当社取締役に割当てる一方、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、報酬請求権と当該新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法により行います。

なお、取締役の株式報酬型ストック・オプション報酬総額の上限は年額 100,000 千円以内とします。

2. 報酬等の内容（ストック・オプション報酬として1年間に発行する新株予約権の内容）

(1) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は 1,000 個とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は 100,000 株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は 100 株とする。

また、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権1個当たり金1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日から、割当日から10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議により決定する。

(8) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以上